

(一般取扱所の基準)

第 6 一般取扱所の基準は、第 5(製造所の基準)を準用するほか、次のとおりとする。

1 一般取扱所の範囲

- (1) 政令第 19 条第 1 項の規定による一般取扱所の範囲は、第 5(製造所の基準)・1 の例による。
- (2) 政令第 19 条第 2 項の規定による一般取扱所の範囲は、危険物を取り扱う室、設備等について省令で規定されたものをそれぞれ 1 の許可範囲とする。*

2 危険物の取扱量

一般取扱所における危険物の取扱量は、第 5(製造所の基準)・2・(1)の例により算定するものとするほか、施設の形態に応じ以下の例により算定するものとする。

(1) ボイラー等で危険物を消費する施設等

暖房用ボイラーや発電用ディーゼル機関等による灯油や重油の燃焼、塗装工程における塗料の使用等危険物を消費する施設の場合は、令 20 号タンクの容量、1 日当たりの計画消費量又は実績消費量のうちいずれか大なるほうにより算定する。この場合において、エンジンオイル等の潤滑油も取扱量に含めること。*

なお、非常用の自家発電設備の 1 日における総取扱量は、その負荷の種類に応じた単位時間当たりの消費量、計画運転時間等を基にして算定するものとする。*

(2) 充てん施設

移動タンク貯蔵所等車両に固定されたタンクに危険物を充てんする施設の場合は、1 日当たりの最大充てん量とする。*

(3) 詰替施設

灯油の詰替え等、固定した注油設備によって危険物を容器に詰め替える施設の場合は、専用タンク等の容量又は 1 日当たりの最大詰替量のうちいずれか大なるほうにより算定する。*

(4) 油圧装置等

油圧プレス設備、潤滑油循環設備、切削設備、熱媒体油循環設備等において危険物を使用する場合は、瞬間最大停滞量から算定する。*

3 政令第 19 条第 1 項の規定による一般取扱所の基準

政令第 19 条第 1 項を適用する一般取扱所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 政令第 19 条第 1 項の規定による一般取扱所の基準は、第 5(製造所の基準)の例によるほか、危険物の取扱い形態により、次の 4・(1)、(3)・イ、(5)、及び(6)によること。*
- (2) 部分設置の一般取扱所（一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所をいう。以下同じ。）に設ける避雷設備は、原則、当該一般取扱所の存する建築物全体を保護していること。ただし、当該一般取扱所以外の建築物

第6 一般取扱所

の部分及び当該一般取扱所が JIS A 4201 における外部雷保護システムにより保護することができない位置に設置されている場合の当該一般取扱所の部分については、JIS A 4201 における保護レベルを I としないこととして差し支えないこと。*

- (3) 複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所にあつては、「複数の取扱形態を有する一般取扱所に関する運用について」[H10.4.10 10 消導第 77 号]によること。

(特例)

4 政令第 19 条第 2 項を適用する一般取扱所の基準

政令第 19 条第 2 項を適用する一般取扱所の基準は、次のとおりとする。

なお、次の(1)、(2)、(3)、(4)、(7)、(8)及び(9)の一般取扱所は、同一建築物内に複数設置することができる。この場合、省令第 28 条の 55 の 2 第 3 項第 2 号、省令第 28 条の 56 第 3 項第 1 号、省令第 28 条の 57 第 3 項第 1 号、省令第 28 条の 57 第 4 項第 7 号、省令第 28 条の 60 第 4 項第 1 号及び省令第 28 条の 60 の 2 第 3 項第 1 号の規定により危険物を取り扱う設備の周囲に保有する幅 3m 以上の空地は、相互に重ならないこと。[H1.3.15 元消導第 40 号の 2、H1.7.26 元消導第 97 号の 2、H20.9.8 20 消導第 138 号] *

また、次の(1)及び(3)の一般取扱所の基準（省令第 28 条の 55 第 2 項第 2 号及び同第 28 条の 56 第 2 項第 1 号）で規定される「厚さ 70mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁」に該当する壁については、平成 16 年 9 月 29 日国土交通省告示第 1177 号第 1・1・トに規定される高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネル（ALC）で、厚さ 7.5cm 以上のものが例示される。<H2.10.31 消防危 105 号>*

また、部分設置の一般取扱所に設ける避雷設備は、前記 3・(2)を準用すること。*

- (1) 吹付塗装作業等の一般取扱所(省令第 28 条の 54 第 1 号)の位置・構造及び設備
- ア 静電塗装を行う場所にあつては、静電塗装作業により、人体に帯電した静電気を有効に除去する装置が設けてあること。*
- イ 浸漬塗装用の塗料のタンクは、次の(3)・イの規定を準用するものとする。*
- ウ 塗装用ブースは不燃材料で造ったものであること。*
- エ 乾燥用ブースを設けるときは、次によること。
- (ア) 乾燥用ブースは、不燃材料で造ったものであること。*
- (イ) 乾燥用熱源の設備は、炎を形成する直火を用いない構造であること。*
- (ウ) 乾燥用熱源の設備がシュバンクバーナー又は赤外線電球を用いるものであり、かつ、乾燥中の物体が振動、転落、脱落等により熱源に直接接触するおそれのあるときは、接触を防止する適当な措置が講じられていること。*
- オ 当該一般取扱所には、熱風発生装置のバーナー、暖房用のバーナーその他炎を形成する裸火を用いる設備が設けられていないこと。ただし、その位置又は防火

区画した専用室若しくは防火上有効な隔壁を設けること等により、防火上支障ないと認められる場合は、この限りでない。*

カ 当該一般取扱所に塗料配合室を設ける場合は、次によること。

(ア) 壁は、不燃材料で造る(当該一般取扱所と他の部分とを区画する壁を共有する場合は耐火構造に限る。)か又は耐火構造とすること。*

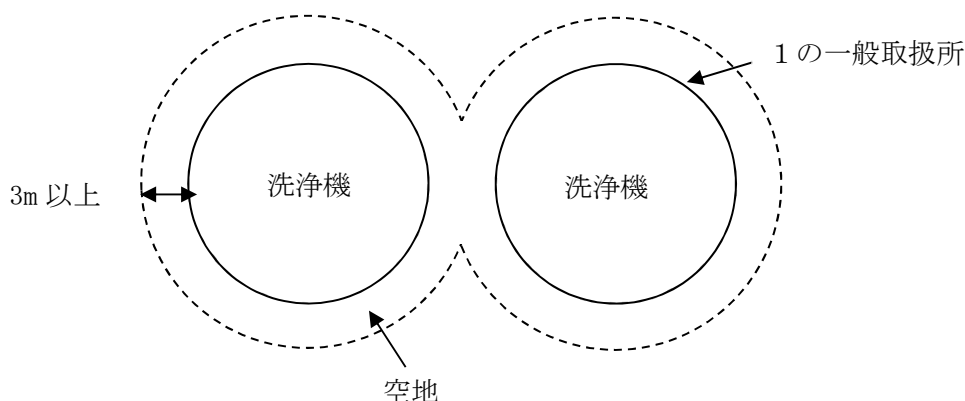
(イ) 出入口には、自動閉鎖の防火設備が設けてあること。なお、窓を設ける場合は、網入りガラスを用い、はめごろしとすること。*

(ウ) 出入口のしきいの高さは、床面から 10cm 以上であること。*

- (2) 洗浄作業等の一般取扱所(省令第 28 条の 54 第 1 号の 2)の位置・構造及び設備
[H 元. 7. 26 元消導第 97 号の 2]

危険物を取り扱う機器が複数存在する場合の省令第 28 条の 55 の 2 第 3 項第 2 号の空地に係る規定の適用にあたっては、第 6-1 図のように、複数の機器を 1 の一般取扱所として、その周囲に幅 3m 以上の空地を保有することをもって足りる。

なお、この場合、当該機器間の距離にあつては 1m 以上確保すること。*



第 6-1 図 複数の機器を設ける場合の空地の例

- (3) 焼入れ作業等の一般取扱所(省令第 28 条の 54 第 2 号)の位置・構造及び設備

ア 危険物を取り扱う機器が複数存在する場合の省令第 28 条の 56 第 3 項第 1 号の空地に係る規定の適用にあたっては、前記(2)の例によること。

イ 焼入槽(油により熱処理をする貯槽。以下同じ。)は、次の(ア)から(エ)までによること。

(ア) 焼入槽には熱処理油の温度が異常に上昇することのないよう冷却装置その他温度調節装置が設けてあること。*

(イ) 焼入槽には容易に操作することのできる不燃材料で造ったふたが設けてあること。*

(ウ) 焼入槽の形状又は作業の方法により、前記(イ)のふたを設けることができな

第6 一般取扱所

いときは、当該焼入槽の液表面積に応じ、第6表に掲げる焼入槽専用の消火設備を設けるものとする。ただし、当該一般取扱所に第3種の消火設備を設け有効に消火することができるものと認められる場合は、この限りでない。*

第6表*

液表面積	消 火 設 備
20 m ² 未満	第4種又は第5種の消火設備で、泡、二酸化炭素、ハロゲン化物又は消火粉末を放射するもの。
20 m ² 以上	第4種の消火設備で、泡、二酸化炭素、ハロゲン化物又は消火粉末を放射するもの。

(エ) 半地下式の焼入槽を設けるときは、コンクリート造りのピット内に設けたものであること。*

ウ 放電加工機の火災予防に関する基準は、「放電加工機の取扱いについて」[H5.4.23 5 消導第76号]によること。*

(4) ボイラー等の一般取扱所(省令第28条の54第3号)の位置・構造及び設備

ア 危険物を取り扱う機器が複数存在する場合の省令第28条の57第3項第1号の空地に係る規定の適用にあたっては、前記(2)の例によること。

イ 省令第28条の57第2項第2号の規定による地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置には、次の装置が該当するものであること。

*

(ア) 地震動を有効に感知する設備と連動して自動的に遮断弁が閉鎖する装置*

(イ) 停電時には自動的に遮断弁が閉鎖する装置*

(ウ) 危険物を消費する設備が異常な状態(バーナーの不着火又は失火、ボイラーの空だき等)となった場合には自動的に遮断弁が閉鎖する装置*

(エ) 火災を有効に感知する設備と連動して自動的に遮断弁が閉鎖する装置*

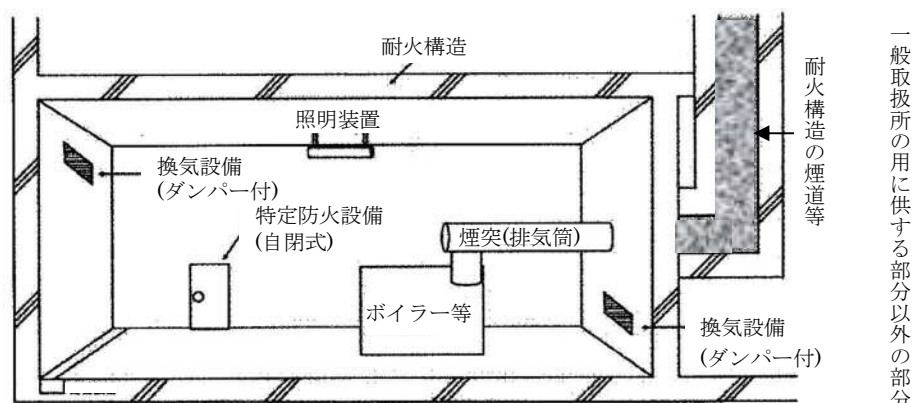
ウ ボイラー等の危険物を消費する設備の排気筒については、換気の設備(省令第28条の57第2項第1号及び第3項第3号において準用する省令第28条の55第2項第8号並びに省令第28条の57第4項第10号)に該当しないこと。[H29.11.30 29 消導第168号]

なお、不活性ガス消火設備又はハロゲン化物消火設備を設ける場合は、当該排気筒を1.5mm以上の鉄板等とすること。ただし、フレキシブルダクト等を使用する場合は当該部分を1.5mm以上の鉄板等で覆うか、又は耐火措置を行うこと。*

また、当該排気筒が省令第28条の56第2項第1号で規定される「出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の

強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画された」床又は壁を貫通する場合は、区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆すること又は当該排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること等の措置を講じること。
 (第 6-2 図) (特例) [H29.11.30 29 消導第 168 号]

前記以外の壁を貫通する場合は、貫通部分の開口部による外内相互の延焼危険に対して適切な防火措置をとること。*



第 6-2 図 他の部分との区画壁に排気筒が貫通する場合の措置の例

エ ボイラー等に直結する燃焼用給排気ダクト等について、ボイラー等の構造上、耐火構造の壁等貫通部分にダンパーが設置できない場合は、給排気系統が 1.5 mm 以上の鉄板等で造られたダクトで室内と完全に区画されていることにより、ダンパーを設置しないことができる。*

オ 床にマンホール等を設ける場合は、漏えいした危険物が、マンホール等へ流入しない措置をすること。*

カ 省令第 28 条の 57 第 4 項に規定する一般取扱所（屋上に設置するボイラー等の一般取扱所）は、省令の規定によるほか、次によること。*

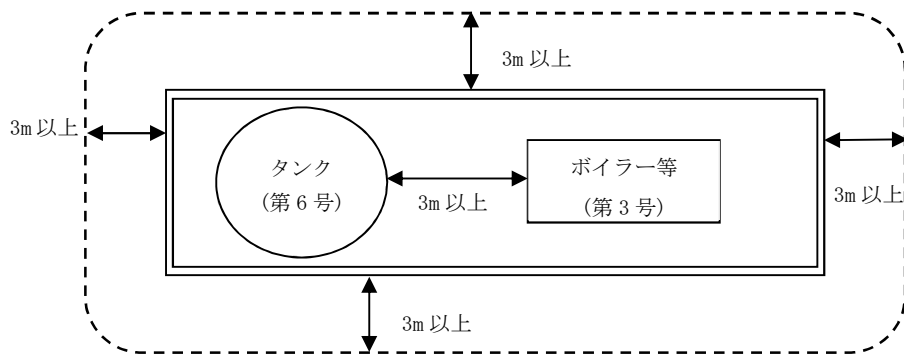
(ア) 第 3 号及び第 6 号に規定する「囲い」は、コンクリート造、コンクリートブロック造等、不燃材料で造ること。*

(イ) 第 3 号に規定する「囲い」は、キュービクル式設備の鋼板等の外箱の底部から 0.15m までの部分が油の漏れない構造であり、かつ当該部分を配管、ケーブル等が貫通していない場合又は貫通していても危険物の流出防止措置が適切に講じられている場合は、当該外箱により代替して差し支えないこと。この場合、第 8 号に規定する油分離装置は要しないこと。*

また、外箱の底部全体を「囲い」の代替とせず、その一部分を区画して代替とする場合及び外箱の基礎部分を工作して代替とする場合等にあつては、外箱全体の水平投影面積（鋼板内側部分）に 0.15m を乗じた数量以上の容積が確保される場合に限り、認められるものであること。*

第6 一般取扱所

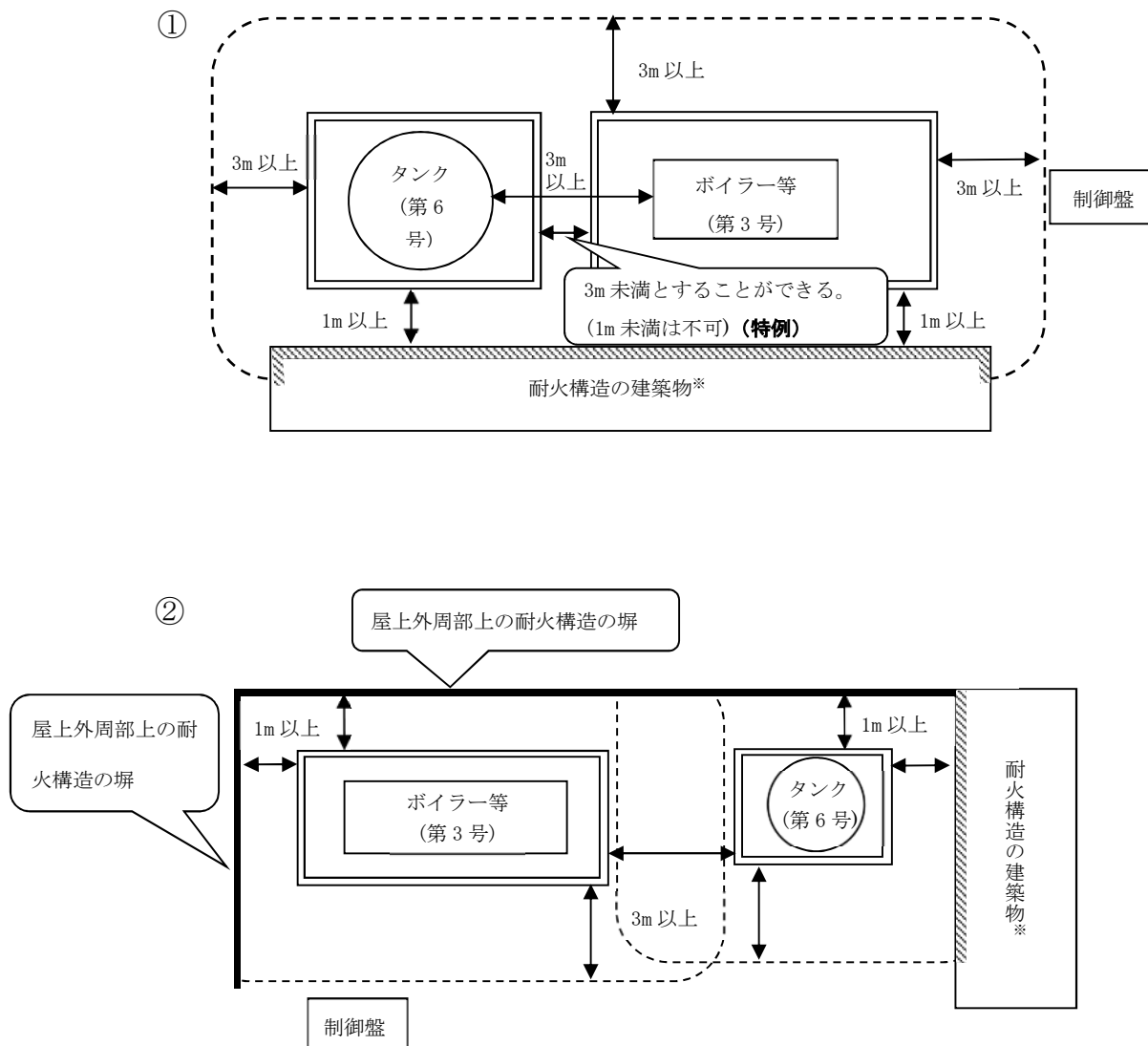
- (ウ) 第6号に規定する「囲い」は、指定数量の5分の1未満のタンクについても設けることとし、当該「囲い」の容積は、タンク容量以上を確保すること。*
- また、タンクを鋼製等の外箱で覆う場合（以下、「キュービクル式とする場合」という。）は、下記(キ)の基準によること。*
- (エ) 第3号及び第6号に規定する「囲い」は、兼用して差し支えないこと。この場合、第3号のキュービクルとタンク（タンクをキュービクル式とする場合はキュービクル）の間は、3m以上の距離を確保すること。（第6-3図）*
- なお、この場合の「囲い」の容積は、タンク容量以上を確保すること。*
- また、タンクをキュービクル式とする場合は、次の(キ)の基準によること。*



第6-3図 「囲い」を兼用する例

- (オ) 屋上外周部上に設けられた、当該一般取扱所の高さ以上の高さを持つ耐火構造の塀は第7号の建築物の壁と見なすことができること。（以下、第7号の建築物の壁と当該塀を合わせて「建築物の壁等」という。）*
- (カ) 第7号に規定する「空地」については、次によること。（第6-4図、第6-5図、第6-7図）
- 第3号の「囲い」と第6号の「囲い」の間の空地の幅は3m未満とすることができる。ただし、1m未満とすることはできない。この場合、第3号のキュービクルとタンク（タンクをキュービクル式とする場合はキュービクル）の間は、3m以上の距離を確保すること（**特例**）*
 - 「囲い」と建築物の壁等との空地の幅は、3m未満とすることができる。ただし、幅1m以上の点検等のための空地を確保すること。*
 - 「囲い」の周囲の空地の幅を3m未満とすることができるのは、それぞれの「囲い」の周囲の連続する2面までとする。*
 - 屋上床面（床を嵩上げしている場合は、嵩上げた面。）からの高さが2.5m

未満の部分にキュービクルの換気ダクト等がある場合は、当該部分の下部は空地には含めないこと。(第 6-6 図) *

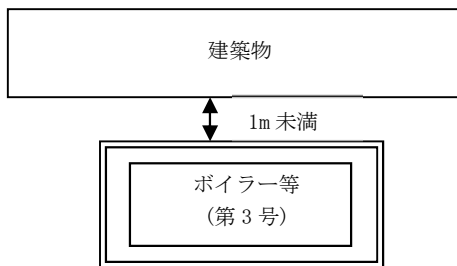


※ 斜線部に出入口(随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備が設けられているものに限る。)以外の開口部を有しないこと

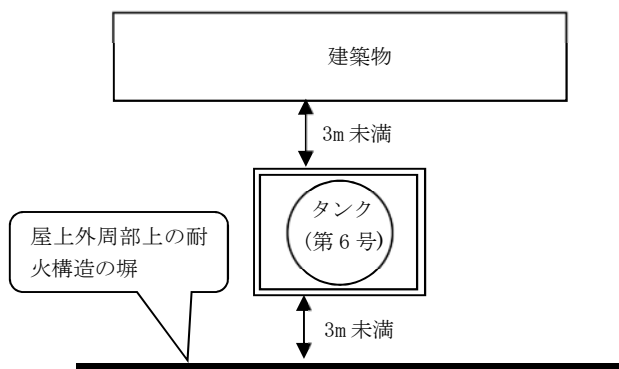
第 6-4 図 第 7 号の空地として認められる例

第6 一般取扱所

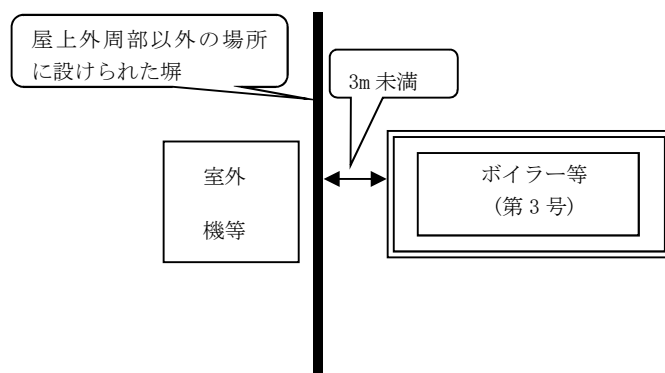
- ① 建築物の壁等との距離が1m未満



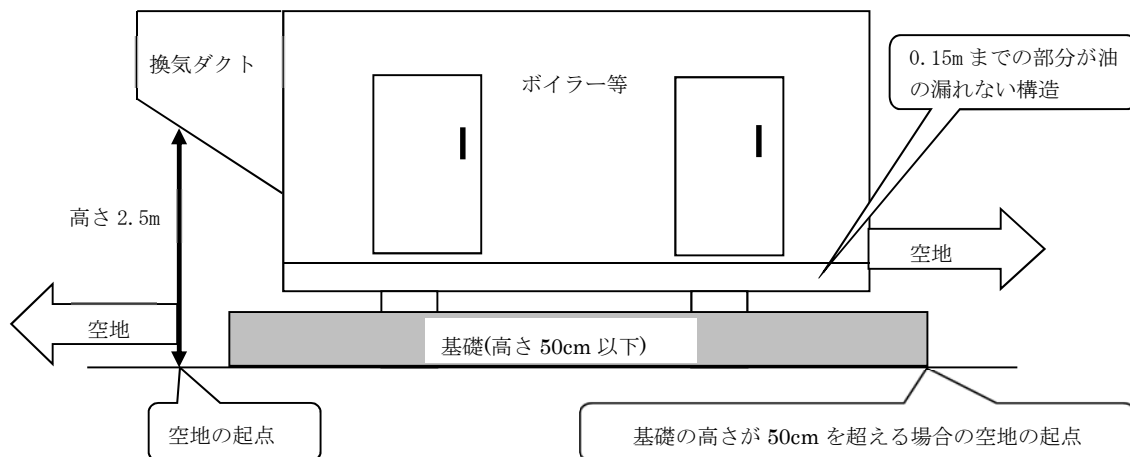
- ② 3m以上の空地が囲いの周囲2面に渡って連続していない



- ③ 屋上外周部以外の場所に設けられた塀による空地の緩和は不可



第6-5 図 第7号の空地として認められない例



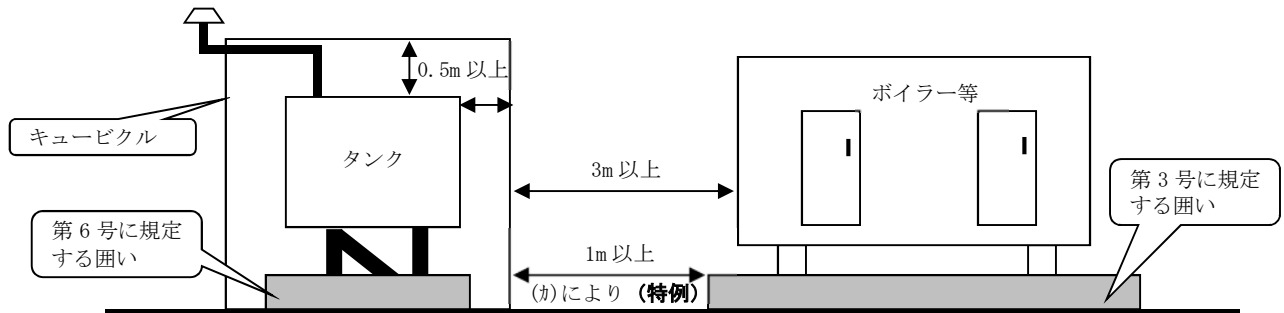
第6-6 図 空地の起点の取り方

なお、「空地」内に架台等による段差がある場合にあつては、消防活動を有効に行うため、当該架台等を延焼の媒体(燃料配管を除く。)となるおそれが無いものであつて、かつ、当該段差の上端を床面から 0.5m 以下とすること。ただし、配管の下端にあつては、第5(製造所の基準)・17・(7)・アのとおり、0.1m 以上とすること。[H29.11.30 29 消導第168号]*

また、当該空地の上部にケーブル、ダクト等を設ける場合にあつては、その下端を床面から 2.5m 以上に敷設すること。*

- (キ) タンクをキュービクル式とする場合の基準は、次によること。
- a キュービクル内部に、第6号に規定する「囲い」を設けること。この場合、キュービクルの鋼板等の外箱が第6号に規定する「囲い」と同等の機能を有するものである場合は、「囲い」を当該外箱により代替して差し支えないこと。ただし、前記(エ)により「囲い」を兼用する場合にあつてはこの限りでない。*
 - b 「囲い」を排水溝に接続しない場合は、第8号に規定する油分離装置は要しないこと。*
 - c 「囲い」には配管、ケーブル等を貫通させないこととし、かつ、その容積は、タンク容量以上を確保すること。*
 - d タンクの周囲(上部も含む。)に幅 0.5m 以上の点検のための空間を確保すること。*
 - e タンクの通気管の先端は、キュービクルの上部に位置すること。*
 - f キュービクルに、危険物を取り扱うために必要な換気設備を設けること。*

第6 一般取扱所



第6-7図 タンクをキュービクル式とする場合の例

- (ク) 第8号に規定する「油分離装置」は、排水配管を地上部まで立ち下げ、地上部に設けることで差し支えないこと。*
- (ケ) 前記(ウ)後段の例によるタンクは、第9号に規定する「屋内にある危険物を取り扱うタンク」には該当しないこと。*
- (コ) 第10号に規定する「ダンパー等」には、防火ダンパーの他、引火防止金網及び金属性ガラリが該当すること。*

なお、危険物を取り扱う設備のうち一般社団法人日本内燃力発電設備協会が認定するキュービクル式の発電設備は、ダンパー等を設置しないことができる。この場合、一般社団法人日本内燃力発電設備協会が認定するキュービクル式の発電機とは、キュービクル型の認定だけでなく、発電機のみ認定も含まれる。

(特例) *

- (サ) キュービクル(タンクをキュービクル式とする場合は、タンクのキュービクルを含む。)の内部に、キュービクル内部の火災を有効に感知できるように自動火災報知設備の感知器を設けること。*

ただし、キュービクル内部の火災を有効に感知できる装置が設置される場合は、この限りでない。*

- (5) 充てんの一般取扱所(省令第28条の54第4号)の位置・構造及び設備
 - ア 危険物を取り扱う空地の周囲に設ける排水溝は、幅20cm以上、深さ20cm以上とすること。*
 - イ 第4類の危険物をタンクへ直接注入するローディングアーム等の設備には、静電気の除去装置を設けるとともに、当該設備が金属製であるときは、火花を発生おそれのある金属で造られていないこと。*
 - ウ 第4類の危険物を取り扱う場合には、タンクに蓄積される静電気の除去装置が設けてあること。*
 - エ 危険物を容器に詰め替える設備は、省令第25条の2(第2号ホ及びへを除く。)並びに第14(給油取扱所の基準)・2・(7)・ア・(ア)、(イ)・aからc及び(エ)の

規定の例によること。*

オ 第 4 類特殊引火物、第 1 石油類及び第 2 石油類をタンクへ注入する場合は、当該タンクの底部に達する注入管を設けること。*

カ ボトムローディング方式によりタンクに危険物を充てんするものにあつては、前記アからオによるほか、次によること。

(ア) ローディングアーム等(可撓管継手を使用する場合を含む。以下同じ。)の先端部には弁及び移動貯蔵タンクの注入口と結合できる金具を取り付けること。

なお、当該金具は、第 12(移動タンク貯蔵所の基準)・4・(14)・ア・(イ)によること。*

(イ) 可撓管継手を使用する場合は、第 5(製造所の基準)・17・(15)によること。

*

(ウ) 第 12(移動タンク貯蔵所の基準)・8・(1)に規定する装置に連動して積込みを自動停止できる装置を設けること。*

なお、過剰積込み防止のためのレベルセンサー等を設けることができない移動タンク貯蔵所に危険物を充てんする一般取扱所にあつては、当該一般取扱所にレベルセンサー等が設けられていること。*

(エ) 事前に積込み量を設定し、当該積込み量に達すれば、積込みを自動停止できる定量出荷装置を設けること。*

(オ) 前記(ウ)の装置が作動する状態でなければ、積込みができないシステムであること。*

(カ) 積込み中であることが確認できる表示等を当該ローディングアーム等の付近に設けること。*

(キ) 積込み場所において、積込みの ON、OFF 操作が可能な装置等を設けること。

*

(ク) 有事の際、当該取扱所内の全ての積込み作業を停止できる緊急停止装置を、取扱所内又は取扱所付近の操作しやすい場所に設けること。*

(ケ) 移動貯蔵タンクの配管内に滞留した油を除去する設備等を設けること。*

(6) 詰替えの一般取扱所(省令第 28 条の 54 第 5 号)の位置・構造及び設備*

ア 当該一般取扱所の周囲に延焼のおそれのある建築物その他の工作物がある場合は、第 14(給油取扱所の基準)・2・(13)・エ・(イ)の例による塀が設けてあること。

イ 地下タンクの位置、構造及び設備は、第 10(地下タンク貯蔵所の基準)の例によること。

ウ 固定注油設備は、第 14(給油取扱所の基準)・2・(7)の例によること。

(7) 油圧装置等の一般取扱所(省令第 28 条の 54 第 6 号)の位置・構造及び設備

第6 一般取扱所

- ア 危険物を取り扱う機器が複数存在する場合の省令第28条の60第4項第1号の空地に係る規定の適用にあたっては、前記(2)の例によること。
- イ 床にマンホール等を設ける場合は、前記(4)・ウによること。
- (8) 切削装置等の一般取扱所(省令第28条の54第7号)の位置・構造及び設備
危険物を取り扱う機器が複数存在する場合の省令第28条の60の2第3項第1号の空地に係る規定の適用にあたっては、前記(2)の例によること。
- (9) 熱媒体油循環装置の一般取扱所(省令第28条の54第8号)の位置・構造及び設備
床にマンホール等を設ける場合は、前記(4)・エによること。
- (10) 蓄電池設備の一般取扱所(省令第28条の54第9号)の位置・構造及び設備
省令第28条の60の4第3項に規定する一般取扱所(屋上に設置する蓄電池設備の一般取扱所)は、省令の規定によるほか、次によること。
- ア 第3号に規定する「囲い」は、コンクリート造、コンクリートブロック造等、不燃材料で造ること。*
- イ 第3号に規定する「囲い」は、キュービクル式設備の鋼板等の外箱の底部から0.15mまでの部分が油の漏れない構造であり、かつ当該部分を配管、ケーブル等が貫通していない場合又は貫通していても危険物の流出防止措置が適切に講じられている場合は、当該外箱により代替して差し支えないこと。この場合、第5号に規定する油分離装置は要しないこと。*
- また、外箱の底部全体を「囲い」の代替とせず、その一部分を区画して代替とする場合及び外箱の基礎部分を工作して代替とする場合等にあつては、外箱全体の水平投影面積(鋼板内側部分)に0.15mを乗じた数量以上の容積が確保される場合に限り、認められるものであること。*
- ウ 屋上外周部上に設けられた、当該一般取扱所の高さ以上の高さを持つ耐火構造の塀は第4号の建築物の壁と見なすことができること。(以下、第4号の建築物の壁と当該塀を合わせて「建築物の壁等」という。)*
- エ 第4号に規定する「空地」については、次によること。
- (ア) 「囲い」と建築物の壁等との空地の幅は、3m未満とすることができる。ただし、幅1m以上の点検等のための空地を確保すること。*
- (イ) 「囲い」の周囲の空地の幅を3m未満とすることができるのは、それぞれの「囲い」の周囲の連続する2面までとする。*
- (ウ) 「空地」内に架台等による段差がある場合にあつては、消防活動を有効に行うため、当該架台等を延焼の媒体となるおそれが無いものであつて、かつ、当該段差の上端を床面から0.5m以下とすること。ただし、配管の下端にあつては、第5(製造所の基準)・17・(7)・アのとおり、0.1m以上とすること。*
- オ 第5号に規定する「油分離装置」は、排水配管を地上部まで立ち下げ、地上部に

設けることで差し支えないこと。*

カ 夜間等における点検作業等を行うために必要な照明設備等を設けること。*

キ キュービクルに、危険物を取り扱うために必要な換気設備を設けること。*

ク キュービクルの内部に、キュービクル内部の火災を有効に感知できるように自動火災報知設備の感知器を設けること。*

ただし、キュービクル内部の火災を有効に感知できる装置が設置される場合は、この限りでない。*

5 政令第 19 条に類型化して規定されていない形態の一般取扱所の基準は、次のとおりとする。

(1) さん橋の一般取扱所

ア 定義

船舶輸送用のタンクへ液体の危険物を積み込むため、さん橋において当該危険物を取り扱う一般取扱所を「さん橋の一般取扱所」という。

イ 位置・構造及び設備

(ア) 保有空地に関する政令第 9 条第 1 項第 2 号の規定は、適用しないものとする。

(特例) *

(イ) さん橋は、危険物の取扱いのための専用(液化石油ガスの配管による取扱いと共用する場合を除く。)とし、隣接して設ける他のさん橋とは 5m 以上の距離を保有していること。*

(ウ) さん橋は、不燃材料で造られていること。*

(エ) さん橋に布設する危険物移送用配管の先端部には、鋳鋼製の弁を設けるとともに、移送される危険物の品名が表示されていること。*

(オ) さん橋には、緩衝物を設ける等、船舶の衝突による衝撃を防ぐ設備が設けられていること。*

(カ) さん橋には、電気による照明以外の灯火を用いる照明装置を設けないものとする。*

(キ) 避雷設備は、設けないことができるものとする。**(特例) ***

(ク) 液化石油ガスの配管による取扱いと共用するさん橋にあつては、前記(ア)から(キ)までの規定によるほか、次によること。*

a 危険物移送用配管と液化石油ガス用配管は、それぞれ専用とし、かつ、それぞれの配管の先端部は相互に 5m 以上の間隔が保たれていること。*

b 液化石油ガス用配管の先端部には、当該配管で取り扱うこととなる液化石油ガスの品名が表示されていること。*

(2) ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所

ア 定義

第 6 一般取扱所

第 2 類の危険物である硫黄と第 3 類の危険物であるナトリウムを用いた電力貯蔵用の蓄電池を複数組み合わせた電池を設置する一般取扱所を「ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所」という。

イ 位置・構造及び設備

位置・構造及び設備等については、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」[H11.10.5 11 消導第 139 号の 2]によること。

ウ 安全対策

安全強化対策については、「ナトリウム・硫黄電池を設置する一般取扱所の火災対策について」[H24.6.26 24 消導第 81 号] 第 4 によること。